

# 親鸞の和讃中の「しむ」の用法に関する問題(2)

安 藤 光 慈

## 三 漢語聖教におけるシムの用例と検討

親鸞の漢語聖教における用例の検討を行う。特に『顕浄土真実教行証文類』の中の用例を中心に検討し、その特徴を確認することが本章の目的である。

### (1)シムの使用される用例の整理

今回調査した聖教は、親鸞の漢語聖教のうち、代表的と思われる『顕浄土真実教行証文類(教行信証)』『浄土文類聚鈔』『愚禿鈔』『入出二門偈』である。底本としては『浄土真宗聖典(原典版)』<sup>(1)</sup>を用いた。その結果、助動詞シムについては三九五例<sup>(2)</sup>が認められた。和語聖教と違い、調査対象をどの文献におくかにおいて若干の用例数の違いが生じると思われるが、四百例前後の用例の存在は、かなりの頻度でシムが用いられていることを示している。用例の形式に関しては十の形式に分類できるが、このうち、使役の助字および使役化を促す字句が存在する用例を除くと、親鸞の漢語聖教において

は、六割弱のシムの用例が読み添えたものであり、その頻繁なシムの読み添えがその独自の思想に深く関わって行われたものであることは疑い得ないと思われる。

### (2)シムの使用される文脈の整理

今回用例として認められた三九五例のうち、特に考察を要するのは、まず読み添えの用例二二〇例である。さらには親鸞の自積中に用いられた助字を使用する用例十八も含まれなければならない。これらを検討してみると、一般的な使役の用法と見られるもの他に、次のような用例を認めることができる。

A、動詞の主語が仏の側であり、かつ衆生を目的語とする  
他動詞に付与する用例

B、動詞の主語が仏の側であり、かつ衆生を目的語としな  
い動詞に付与する用例

C、動詞の主語が衆生の側であり、かつシムを付与するこ  
とで文全体の主語を仏の側に転換する用例

D、動詞の主語が衆生の側であり、かつシムを付与しても文全体の主語が仏の側には転換しない用例

E、その他。すなわち動詞または使役の主語が仏の側とも衆生の側とも言い切れない用例。

Aは意味的にもシムが不要な用例であり、従来は尊敬として取り扱われることが多かった。例をあげれば、

。十方各有恒河沙等諸仏ニ同讚ヲ。釈迦ニ指シ。勸ム。衆生ニ称念スレバ必得ニ往生ス。（二七四頁）『浄土真宗聖典』通頁、以下同）

。如来能永断ニ一切衆生疑ニ。（二九七頁）

。生ニ彼土ニ已ニ。至ニ教化地ニ。利ニ群生ニ。（六八五頁）

などである。

Bは意味的にもシムが不要な用例であり、やはり従来は尊敬として取り扱われることが多かった。例をあげれば、

。如来尊号甚分明ヲ。十方世界普流行ス。（二二三頁）

。悲願ハ。円満福智蔵ヲ。開キ。顯方便蔵ヲ。（二五二頁）

などである。文脈上の分類であるから、自動詞の用例と、衆生および衆生に関わる目的語を持たない他動詞の用例とは、これを一部類とし、Aの「衆生に対する働きかけを意味する動詞」とは区別して取り扱うべきだと考えた。

Cは教学的には主語の転換を行う点で重要である。文の途中で主語が転換する、もしくは主語が二重化するという点において、一般的な使役と区別されるべきである。実際には元

の文の主語が明らかに衆生の側にあるか否かで、一般的な使役とは区別されるのであるが、文によっては必ずしもそれが明確でないものも存在する。当然シムの有無によって文全体の意味も異なるのであるが、従来は場合によっては謙譲と解釈されたり、あるいは無視される場合も多い。親鸞の漢語聖教においてはこのような例は数多く存在する。例えば、

。一。生造ニ。惡ニ。値ニ。弘誓ニ。至ニ。安養界ニ。証ニ。妙果ニ。（二五八頁）

。行者正ニ。受ニ。金剛心ニ。慶喜ニ。一念相応ニ。後ニ。

与ニ。韋提ニ。等ニ。獲ニ。三忍ニ。即証ニ。法性之常樂ニ。（二五八頁）

。無量寿経。言願ニ。往生ニ。者皆得ニ。往生ニ。（三七四頁）

などである。またこの分類の特徴として、「得」「証ス」などの動詞に付加されている例が多いことがあげられる。また、衆生が主語である場合に、動詞の意味によって分類することも一つの手法かもしれないが、その区分も主観的になる可能性が大きいので、本論では一つの部類にまとめることにした。

Dは主語が衆生の側にあるが、具体的には祖師や經典上の人物等である場合であり、しかも直接的な救済構造と関係しない場合である。例えば、

。本師源空明ニ。仏教ニ。憐ニ。愍ニ。善惡凡夫人ニ。（二五九頁）

。以テ。如是ニ。等ニ。無量人民ニ。發ニ。大心ニ。故阿闍世王所有ニ。重罪ニ。即得ニ。微薄ニ。

（三六三頁）

などである。これも従来は謙譲、もしくは尊敬に解釈される

か、または無視されることが多い。本論の場合、文脈的な観点から云えば、直接的な救済の場面に関わるか否かが重要であると考えるので、Dとは区別して考える。実際「和讃」におけるシムを考察する際に問題となるのは、まさにこのような場合であり、区別して考察するのが妥当であろう。

Eは例えば、

。信能專向<sup>シム</sup>弘功德<sup>シム</sup>（二九八頁）

。信於<sup>シム</sup>境界<sup>シム</sup>無<sup>シム</sup>所著<sup>シム</sup>遠<sup>シム</sup>離諸難<sup>シム</sup>得<sup>シム</sup>無難<sup>シム</sup>（二九八頁）

。信能超<sup>シム</sup>出衆魔路<sup>シム</sup>示<sup>シム</sup>現無<sup>シム</sup>上解脫道<sup>シム</sup>（二九八頁）

などであり、実際にはAとCのいずれかに配当することは可能であろうが、「信」という主語が果たして仏の側か衆生の側かか意見の分かれるところでもあろうし、このように微妙な主語の場合にシムが付与されていることは、本論としては実は意味のあることと考えるために別の分類とした。

### (3) 従来の説の検討

この分類を念頭において、従来の説に対して、その問題点に検討を加えよう。

まず、従来の解釈に多い、シムを尊敬・謙讓または丁寧の意味とする（または無視する）ということに対して、文法的な問題の他にもその問題点をいくつか挙げるができる。まず第一に、親鸞は漢語聖教において、尊敬・謙讓の表現としては、タマフ・タテマツルの付与を通常的手法とする点であ

親鸞の和讃中の「しむ」の用法に関する問題（安藤）

る。第二に、分類Eのように、尊敬・謙讓のいずれの意味にも配当不可能な用例もあることが指摘できるだろう。以上の点からも、尊敬・謙讓または丁寧とする（または無視する）ことは妥当ではない。さらに、親鸞が果たしてシムというひとつの助動詞をそのように多くの意味で使い分けていると考えべきだろうか。むしろ用例の全体に通底する意味をシムが持っていると考えるべきであり、親鸞自身には「こまかい明確な用法の分類意識はなかったであろう」し、「我々もまたこの和讃中の用法を、和文的既存の分類名称に従って『尊敬・謙讓・丁寧……』と細かく区分してみることはあまり意味のあることでも可能なことでもないように思われる」。

次に「莊重・丁寧といった待遇表現効果―美化語的」または「漢文的莊重感を和文に持ち込まんとする意図」という説<sup>(8)</sup>についてであるが、「和讃」の全体を通じてス・サスをさしおいてシムが多用されていることから考えても、そこに何かの効果を「和讃」全体に与えているという点に関しては、同感である。ただし、親鸞の漢文意識は、主に経・論・疏などの聖教に対する意識に他ならず、換言すれば「聖教的莊重感を持ち込まんとする意図」、すなわち、意識的かどうかはともかくも、和讃の聖教化を行ったという観点も生じ得るが、親鸞自身にその意識があったかどうかは意見の分かれるところであろう。ともあれ、漢語聖教自体にシムが多用されてい

ることからも、漢語聖教におけるシムの用例と和讃の用例とを同一と考えるならば、妥当とは云えない。

次に被支配待遇的表現および使役性強調表現という判断<sup>(9)</sup>に関してであるが、本論の論理展開等に関しては、この来田氏の説に示唆を受ける面が多かったことを予め述べておきたい。さて第一に、仏（支配者）が動作主である場合而使役性強調表現とする点について、これに意味的に該当しない用例が分類Bに当る。すなわち分類Bにおいては使役対象が存在しないためである。本論におけるAとBとの区分は、「使役性強調表現」という定義を意識してである。また氏は、「源空光明ハナタシメ 門徒ニツネニミセシメキ 賢哲愚夫モエラハレス 豪貴鄙賤モヘタテナシ」（高僧和讃）の用例をもって、使役性強調表現の語形として定義し演繹するが、この「見セシム」という用例は特殊用法として考えるべきではなく、また親鸞の用例の意味上の分類においても一般的な使役に位置付けられるべきである。さらに「勸ム」に類する意味の動詞には、氏の云う使役の意味（＝使役主が動作主の意志・主体においてさせる）も含まれるが、その他はむしろ氏の云う他動詞（動作主の意志・主体性を没却している）に類するものと考えられる。よって使役性強調表現という分類にそれらをまとめることは妥当ではないと思われる。次に、被支配待遇表現という分類について、その動詞の示す動作・行為において動

作主に主体性があるか否かで「被動」「許容依頼」の二種に分類されるが、その基準に従えば、一文中に同時に用いられている「シム」を意味上分類する事態が生じ、妥当とは考えにくい。そのため、これらは動作主を衆生の側におく被支配待遇表現として一つの類型とする。さて以上の前提の上でこれに該当しないと思われる用例が存在する。そもそも被支配待遇表現とは、「被支配者の立場にある者が主語に立」ち、その動作・行為が「支配者の力（意思）によって実現するもの（＝被動）」と「本来、被支配者の主体性においてなされるもの（＝許容依頼）」に分類される。いずれにせよその動詞が、氏の云う「支配者」と「被支配者」の間において働く動作を意味するものであると云える。しかし分類Dは、少なくとも直接的にはその定義には該当せず、被支配待遇表現として分類することは妥当とは云えない。また、氏はこのように動作主が仏の側に類するか衆生の側に類するかによって、被支配待遇的表現および使役性強調表現に分類するが、分類Eに見るように、その動作主を一概に仏の側とも衆生の側とも分類しえないような用例も存在する。これらの用例の存在は、本論では、一つの示唆を与えてくれると考える。すなわち親鸞においては動作主の如何に関わらず、比較的自在に付与されているわけであるから、重見氏の云うように、親鸞においては「明確な用法の分類意識はなかった」と考えるのが妥当

であらうし、用法を区分することは「あまり意味のあることでも可能なことでもないように思われる」のである。

#### (4) 小結

以上のように、従来の論について考察を進めたが、それではこの親鸞におけるシムの用例についてどのように考えるべきか、その基本的な方向性として次の三点を挙げておく。

A、シムの意味が使役でないことは明らかであり、かつ単独で用いられていることから考えて、使役・尊敬・謙讓等の従来の区分に当てはめて検討することは妥当ではない。親鸞におけるシムの使用には独自の意識が反映されていると見るべきである。

B、親鸞の漢語聖教における用例は(2)における分類にまとめることができるが、実際にはそれぞれに意味を使い分けていたとは考えられない。よって分類の全てに通底する意味をもって用いられていると考えるべきである。

C、第二節において検討した特殊用法の分類は、和讃における特殊用法についても有効であり、和讃の特殊用法もこの分類のいずれかに該当する。よって以下の考察において導くシムの意味は、和讃の場合にも該当し、齟齬をきたさないものでなければならぬ。

右記のような方向で検討したいと考えるが、結論としては、自力性の排除・他方性の顕揚を表現したものと考えている。

親鸞の和讃中の「しむ」の用法に関する問題(安藤)

また発表では補完的考察として「シメタマフ」という語形について言及したが、紙数の関係上、次に譲りたい。尚、全体的にも、十分な検討・注記等を記載することができなかったが、別の機会にあらためてその詳細を論じたいと思う。

- 1 『教行信証・坂東本』等との校異も含む。
- 2 ①『教行信証』「総序」三例、「教巻」一例、「行巻」七一例、「信巻」八二例、「証巻」三〇例、「真仏土巻」一七例、「化身土巻」一四五例、②『浄土文類聚鈔』一三例、③『愚禿鈔』一〇例、④『入出二門偈』一三例。
- 3 ①読み添えるもの…二二〇例、②令…一〇八例、③使…三七例、④遣…一〇例、⑤教へてしむ…九例、⑥勧めてしむ…六例、⑦勸励してしむ…一例、⑧勧めてしむ(令)…二例、⑨教へてしむ(令)…一例、⑩令使(二字でシム)…一例。
- 4 ①読み添えるもの…三六例、②令…一四例、③使…四例。
- 5 中川浩文「三帖和讃における『シム』の用法」(『女子大國文』三)、片岡了「中世における『シム』の用法」(『大谷学報』四四の四)
- 6・7・8 重見一行「親鸞の和讃における『シム』の用法」(『国語国文』五一八)
- 9 来田隆「三帖和讃」のシムについて(『鎌倉時代語研究』一四)
- 10 『原典版』二六〇頁、「証文類『論註』の引用などの用例。(キーワード) 親鸞、和讃、語法

(浄土真宗教学研究所講師)